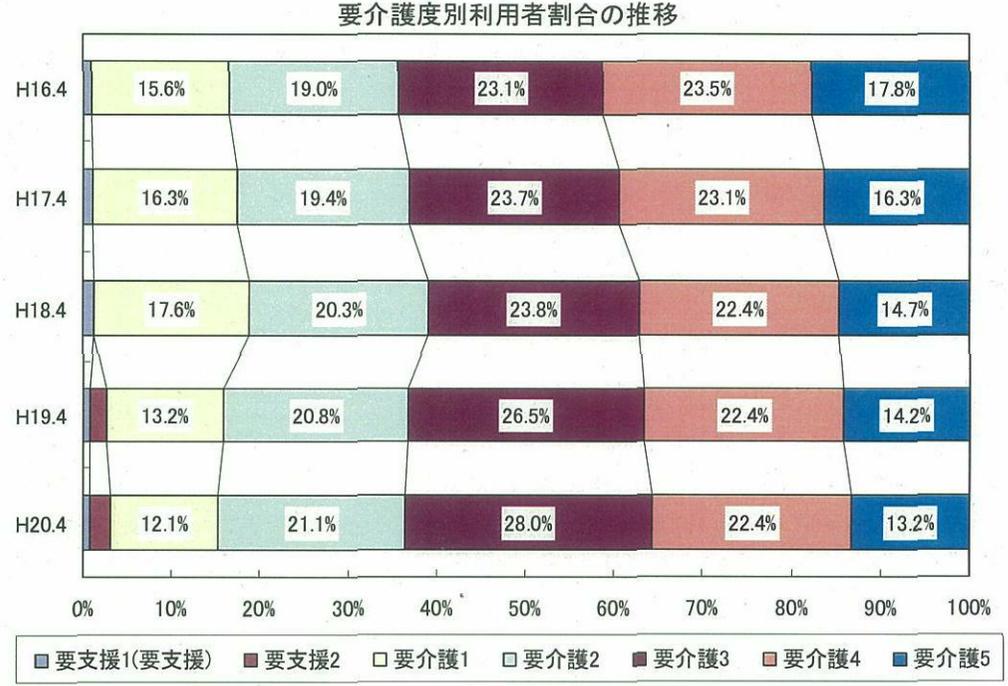
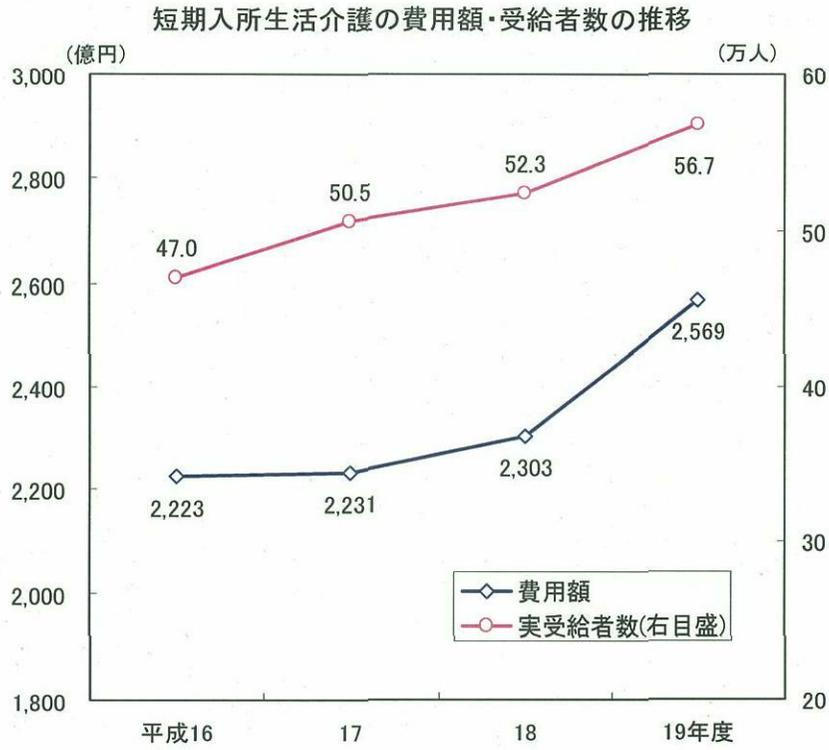


短期入所生活介護について

I 短期入所生活介護の現状と課題

- 【短期入所生活介護の状況①】**
- 短期入所生活介護(予防含む)の費用額(平成19年度)は2,569億円であり、このところ費用額が伸びており、受給者数も同様に伸びている。
 - 要介護度別の受給者割合を見ると、特に要介護3の割合が高まっており、平均要介護度は3程度で推移している。



平均要介護度の推移

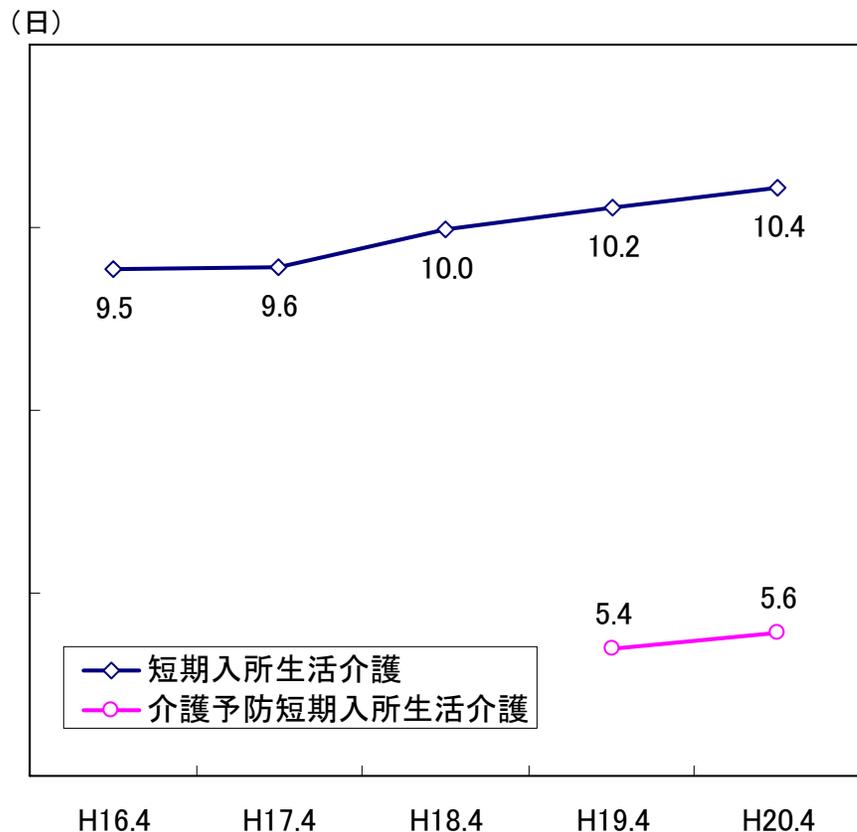
年度	H16.4	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4
平均要介護度	3.09	3.04	2.96	3.03	3.03

(資料出所) いずれも厚生労働省「介護給付費実態調査」

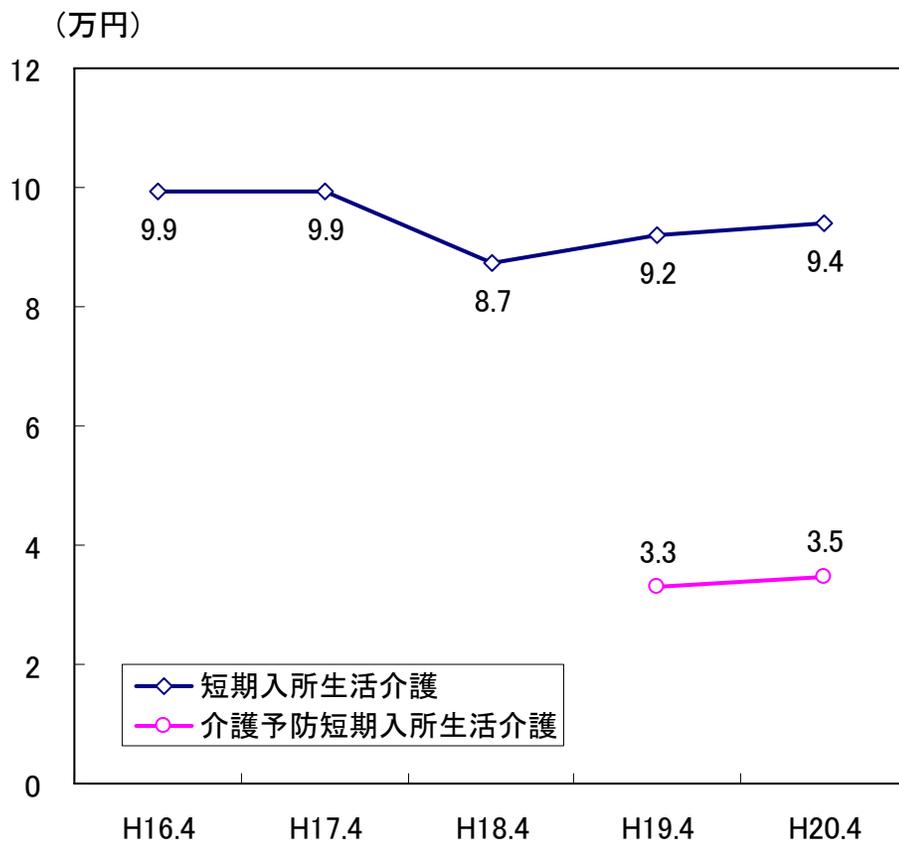
【短期入所生活介護の状況②】

- 受給者1人当たりの実日数の推移を見ると、このところ緩やかに増加をしている。
- 一方、受給者1人当たりの平均費用額は、食費・居住費の見直しの影響で平成18年に減少したが、その後は、緩やかな増加に転じている。

受給者1人当たり実日数の推移



受給者1人当たり平均費用額の推移



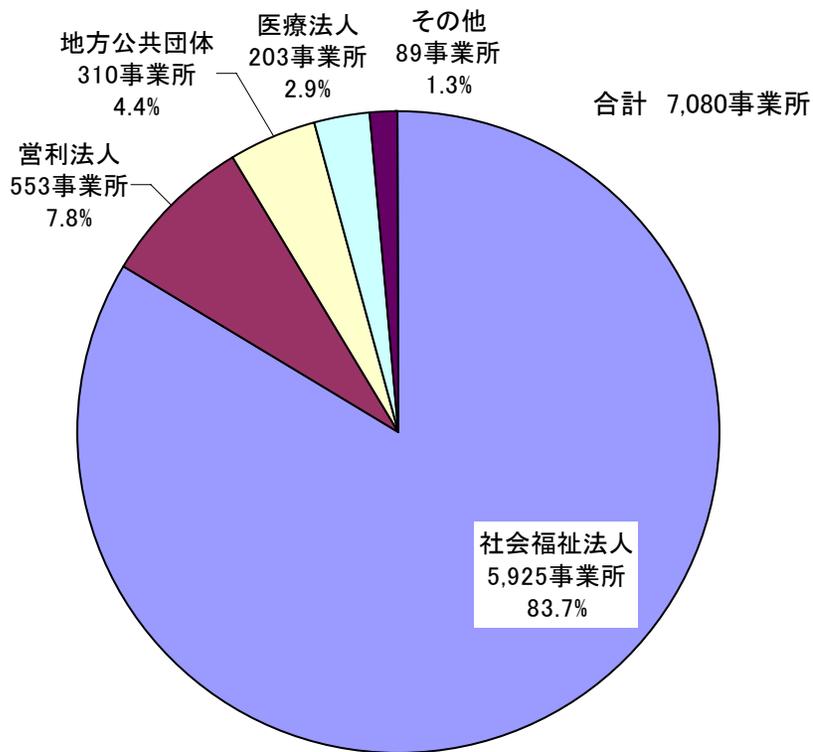
(資料出所) 厚生労働省「介護給付費実態調査」より作成。

注) 審査月。

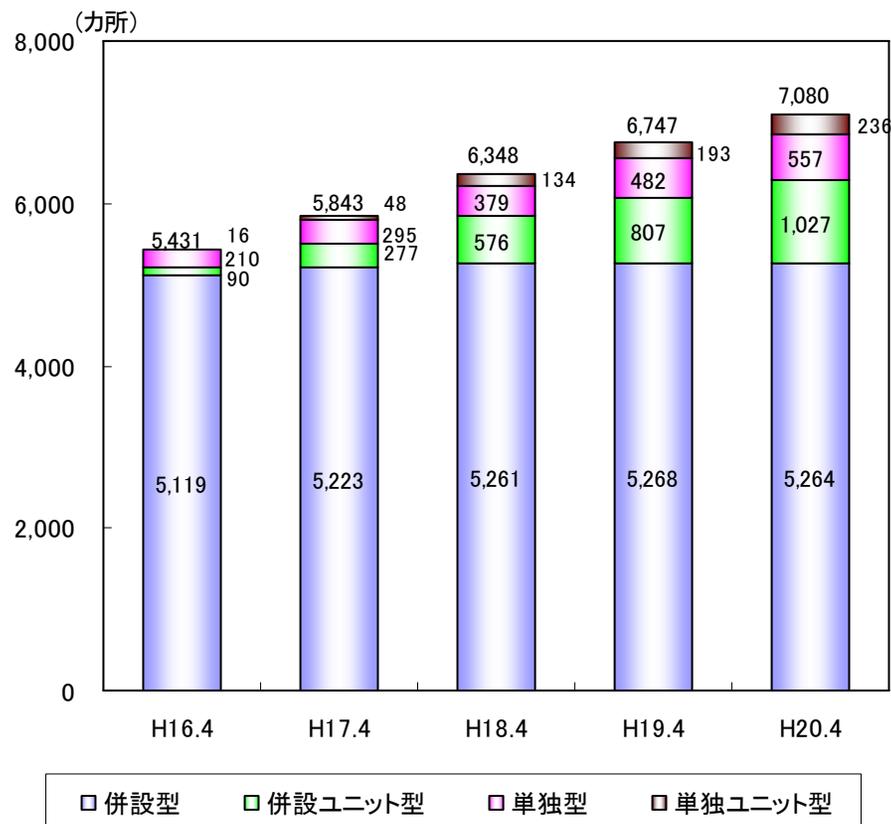
【短期入所生活介護の状況③】

- 短期入所生活介護の請求事業所は、その大部分を社会福祉法人が占めており、他の法人主体の割合は低い。
- 請求事業所数は、約9割が併設(ユニットを含む)型が占めている。また、このところ、併設型事業所は横ばいとなっており、併設ユニット型、単独型、単独ユニット型が増加している。

法人主体別請求事業所(平成20年4月)



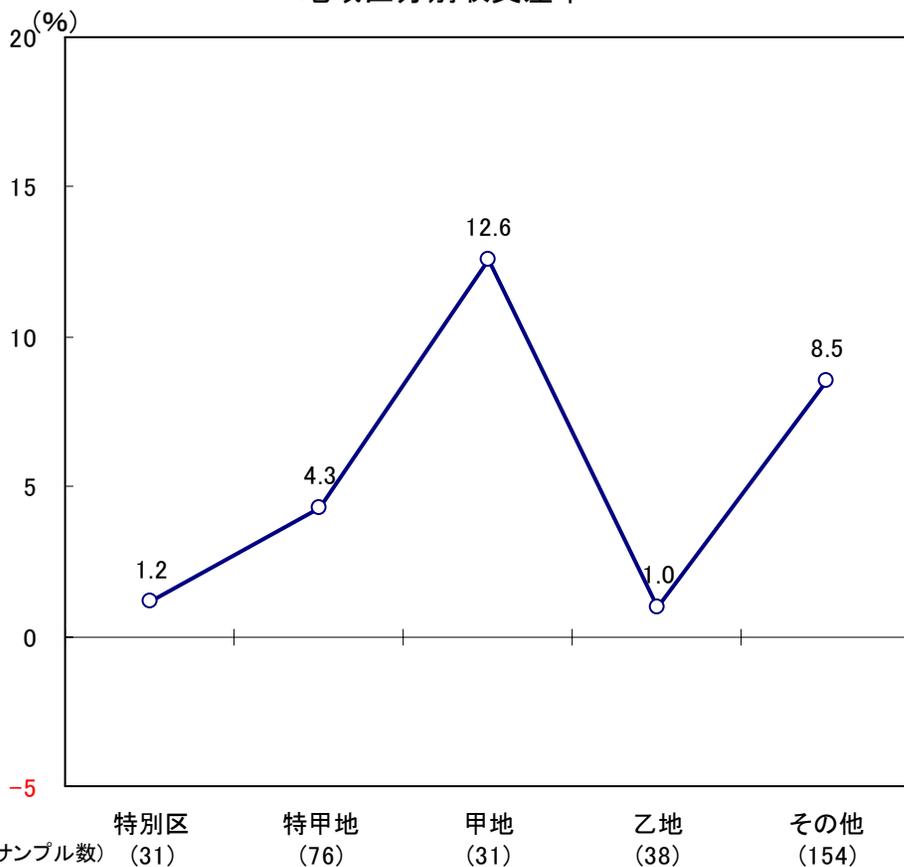
短期入所生活介護の請求事業所の推移



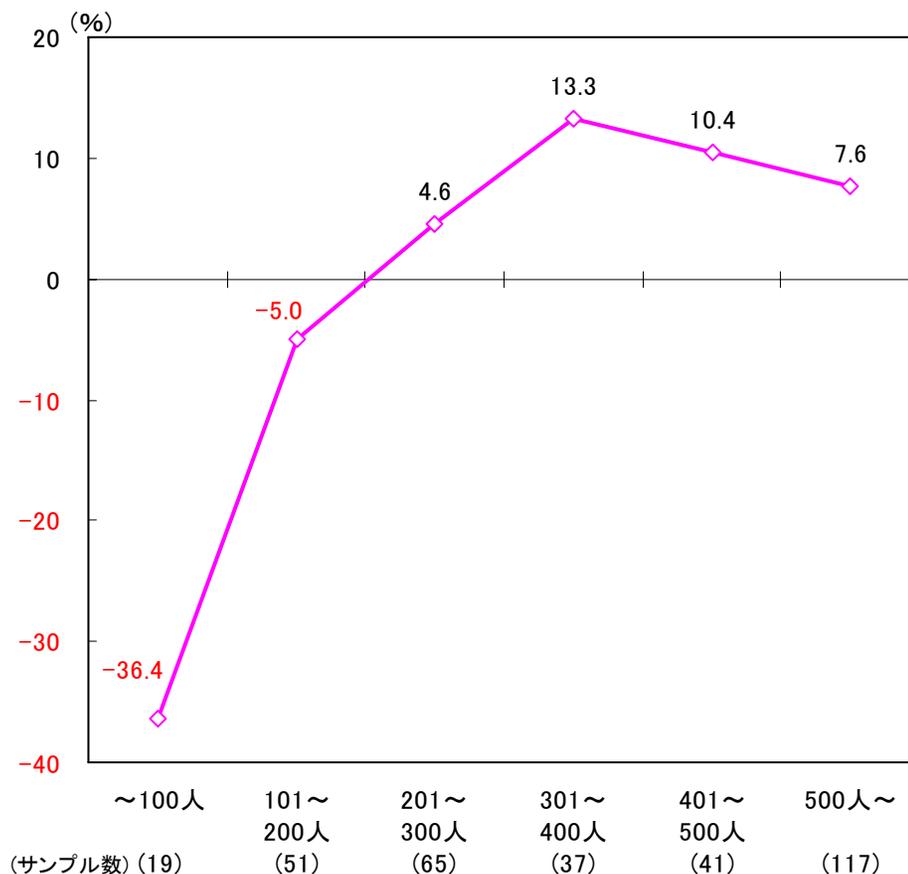
【短期入所生活介護の状況④】

- 短期入所生活介護事業所の収支差率は、+7.0%と平成17年調査(8.4%)と比較して低下した。
- 収支差率を地域別に見ると、特別区が低く、地方が高い傾向にある。
- 利用者数別に見ると、利用者数が多いと収支差率が高くなる傾向にあり、利用者が月200人を超えると収支差率がプラスに転じる。

地域区分別収支差率



延べ利用者数別収支差率



【短期入所生活介護の状況⑤】

- 従来型とユニット型の別で見ると、ユニット型の事業所は、従来型の事業所に比べて利用者1人当たり収入・支出が共に高く、収支差率が低くなっている。
- 単独型と併設・空床型の別で見ると、収支差率には大きな差が見られない。

事業所の形態別(従来型／ユニット型、単独型／併設・空床型)の収支差等の状況

	従来型	ユニット型	単独型	併設・空床型	合計
利用者1人・1日 当たり収入	10,848円	12,146円	11,272円	10,880円	10,909円
利用者1人・1日 当たり支出	10,055円	12,021円	10,511円	10,119円	10,148円
収支差率	7.3%	1.0%	6.8%	7.0%	7.0%
事業所数	254 (77%)	76 (23%)	62 (19%)	268 (81%)	330
平均定員	17.6人	15.2人	25.6人	17.2人	17.5人

Ⅱ これまでの指摘等の概要

介護給付費分科会介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム報告

(平成19年12月10日)

3 今後の検討課題について

(1) 各事業に共通する事項について

② キャリアアップについて

○ 介護労働者のキャリアアップに資する人員配置基準、キャリアアップにつながる取組を行う事業所に対する評価、研修システムの構築又は介護労働者個人に対するキャリアアップのインセンティブの在り方等について検討する必要があるのではないか。

その際、小規模事業所ではキャリアアップのシステムを自ら構築することが困難であることから、何らかの対策を検討する必要があるのではないか。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成20年5月20日 参議院厚生労働委員会)

三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。

Ⅲ 短期入所生活介護に関する論点

- 短期入所生活介護(予防を含む)は、利用者の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスであるが、その基準及び報酬については、経営実態調査の結果等を踏まえ、現行の体系を基本としてはどうか。
- また、短期入所生活介護は、併設事業所が多いことから、施設サービスにおける議論等を踏まえ、介護従事者のキャリアアップの仕組みや各種加算のあり方等について、検討することとしてはどうか。

【参考】短期入所生活介護（予防含む）の報酬（概要）

短期入所生活介護費 （1日につき）

単独型（Ⅰ）従来型個室

要支援1	478単位
2	597単位
要介護1	641単位
2	712単位
3	782単位
4	853単位
5	923単位

併設型（Ⅰ）従来型個室

要支援1	450単位
2	563単位
要介護1	607単位
2	678単位
3	748単位
4	819単位
5	889単位

ユニット型短期入所生活介護費 （1日につき）

単独型ユニット型

要支援1	557単位
2	681単位
要介護1	741単位
2	812単位
3	882単位
4	953単位
5	1,013単位

併設型ユニット型

要支援1	526単位
2	657単位
要介護1	707単位
2	778単位
3	848単位
4	919単位
5	979単位

加算 （1日につき）

栄養管理体制加算

・管理栄養士配置加算	12単位
・栄養士配置加算	10単位

療養食加算 23単位

緊急短期入所ネットワーク加算
（予防を除く） 50単位

在宅中重度加算（予防を除く）
・夜間看護体制加算 10単位
・在宅中重度受入加算
415または425単位